

部署名	石川勤労者医療協会	文書番号	本部－法規－本事－301	承認日	2015.7.1	1/11
労働協約					作成者	承認者
					国光哲夫	原和人

前 文

公益社団法人石川勤労者医療協会、金沢医療生活協同組合、一般社団法人ヘルスプランニング金沢（以下、「法人」と称し、読み替える）と、石川民医連労働組合（以下、「組合」という）は、法人が働く人々の医療機関であることを確認の上、労働条件の確立と法人の発展を図るため、相互の立場を尊重し正常な労使関係を維持するとともに、「働く人々の健康と医療を守る」という共通の目的達成の基礎として、次の通り労働協約を締結する。

第一章 総 則

第 1 条 協約の優先

この協約は、法人が従業員に適用する一切の規定に優先する。

第 2 条 協約の適用範囲

この協約は、労働組合員のみ適用する。

第 3 条 経営権と労働権

組合は、法人がその事業を経営管理し、業務上従業員を指揮統制する権利をもつことを認め且つ尊重する。

法人は、組合が対等平等の立場で団体行動する権利及びその正当な行使を認め且つ尊重する。

第 4 条 就業規則との関係

本規則に定めなき事項は、就業規則を適用する。

第二章 組 合

第 5 条 団体交渉

法人は、組合を唯一の団体交渉の相手方と認める。

第 6 条 組合員ユニオンショップ

法人の従業員は、第七条に規定するものを除き、全て組合員でなければならない。従って、法人は、組合に加入しない従業員、組合を脱退、又は組合を除名された従業員は直ちに解雇する。

第 7 条 非組合員

法人の従業員の中で、下記の各号の一に該当するものは、非組合員とする。

一、公益社団法人 石川勤労者医療協会

(イ) 城北病院 院長、副院長、事務長、事務次長、看護部長、副看護部長

(ロ) 寺井病院 院長、副院長、事務長、事務次長、看護部長

(ハ) 健生クリニック 所長、副所長、事務長、管理師長

(ニ) 羽咋診療所 所長、事務長

(ホ) 小松みなみ診療所 所長、事務長

(ヘ) 城北クリニック 所長、事務長

(ト) 輪島診療所 所長、事務長

(チ) 上荒屋クリニック 所長、副所長、事務長、管理師長

(リ) 本部事務局 部次長以上

(ヌ) 城北診療所 所長、事務長

部署名	石川勤労者医療協会	文書番号	本部－法規－本事－301	承認日	2015.7.1	2/11
労働協約					作成者	承認者
					国光哲夫	原和人

- (ル) ひだまり 施設長
- (ヲ) おたっしやホーム城北 施設長
- (ワ) おんぼら一と 施設長
- (カ) 城北歯科 所長、事務長

- 一、金沢医療生活協同組合
 - (ヨ) けんろく診療所 所長、事務長
- 一、一般社団法人 ヘルスプランニング金沢
 - (タ) 輪島菜の花薬局 管理薬剤師
- 一、臨時雇、嘱託
- 一、試用期間中のもの
- 一、その他、法人と組合で協議決定したもの

第 8 条 組合活動の自由

法人は、組合活動について、本条以下に定められた条項に違反しない限り、その自由を認め、労働者が労働組合の正当な行為をしたことの故を以って、その労働者を解雇し、その他不利益な取り扱いをすることはしない。

第 9 条 組合の集会、行事

組合は、組合の集会及びその他組合活動に当たっては原則として就業時間外において行うものとするも、場合により法人と組合の協議の上、診療業務に差し支えない限り就業時間内の組合活動を認める。

但し、下記の各号に該当する場合はこの限りでない。

- (1) 正規の手続きを経て行われる団体交渉に出席する場合。
- (2) 正規の手続きにより所定の組合員が経営協議会、その他法人、組合双方の代表者を以って構成する各種会議に出席する場合。
- (3) 緊急やむを得ずと認められる執行委員会（一時間を限度として施設長の許可のものに限る）
- (4) 年四回を限度として学習に限り申し出があれば、他に支障のない限り認める。

但し、前月末日までに申し出るものとする。（施設ごとに管理部と協議して、その時、日を決める）

前各号の場合に限り、法人は、その賃金を差引かない。

第 10 条 組合活動のための離席手続

組合員の前条の組合活動を行うため、職場から離れる場合は、予め所属長の了解を得たのち法人に届出るものとする。

第 11 条 法人施設の使用

法人は、組合活動のために必要とする法人の施設、什器に対しては、組合と協議の上貸与する。但し、一時的なものについては、その都度法人の承認を得てこれを使用する。

第 12 条 組合員の政治活動及び自主的な組織集会

法人は、組合員の政治活動について診療業務に差し支えない限り、就業時間内外を問わずその自由を認める。また、法人・組合は、相互の発展を妨げない以上、組合員の組織的な組織・集会（サークル、同好会、他団体の下部組織）を認め、これらの発展のため支障のない限り便宜をはかる。

部署名	石川勤労者医療協会	文書番号	本部－法規－本事－301	承認日	2015.7.1	3/11
労働協約					作成者	承認者
					国光哲夫	原和人

第 1 3 条 掲示

組合は、法人内での組合活動のために掲示するポスター、文書については、組合が掲示板を設置した場所において行うものとする。

第 1 4 条 決定事項の発表

法人と組合が協議決定した事項は、双方の確認を得た上で発表する。

第三章 人 事

第 1 5 条 採用

法人は、予め組合と協議決定した採用基準に則り、従業員を正式に採用した場合は、その旨、組合に通告し、併せてその略歴・待遇を通知する。

新採用の従業員には、三カ月間の試用期間を設ける。但し、場合によっては三カ月を限って延期することがある。資格取得の前提として採用する時は、条件付採用とする。条件付採用は一ヶ年を限度とする。条件付採用期間中は試用期間とする。

第 1 6 条 配置

法人は、必要があると認めた場合は、勤務の変更を命ずることができる。この場合は極力本人の同意を得ることに努力する。

第 1 7 条 休職事由

法人は、従業員が下記の各号の一に該当するときは、休職を命ずる。

- (1) 業務外の傷病により、引続き六カ月以上欠勤したとき。
- (2) 公職に就任し、本人の業務に著しい支障を来すとき。
- (3) 前各号の外、特別な事情があつて、休職させることを組合が了解したとき。
- (4) 自己の都合により、一カ月以上欠勤したとき。

第 1 8 条 休職期間

前条、各号に該当する従業員の休職期間は下記の通りとする。

- (1) 前条、第一号の場合 三ヶ年
但し、結核性疾患に限り 五ヶ年
法人が必要であると認めた場合は、職種の変更及び他の施設への出向、派遣を命ずることができる。
但し、この場合は、組合と協議し、本人の承諾を必要とする。
- (2) 前条、第二号、第三号の場合 休職事由の消滅まで
- (3) 前条、第四号の場合 五ヶ年

第 1 9 条 休職期間中の取扱い

休職中の賃金を支給しないものとし、勤続年数に加算しない。

但し、勤続一年以上の組合員における休職期間の最初の六カ月は勤続年数に加算する。

第 2 0 条 復職

前条の休職期間を満了する組合員は、五日前に復職の手続を取らなければならない。

第 2 1 条 退職

組合員が下記の各号に該当する場合には退職させるものとする。

部署名	石川勤労者医療協会	文書番号	本部－法規－本事－301	承認日	2015.7.1	4/11
労働協約					作成者	承認者
					国光哲夫	原和人

- (1) 定年に達したとき。
- (2) 休職期間が満了したとき。
- (3) 本人が退職を希望し、法人がそれを認めたとき。
- (4) 本人が死亡したとき。

第 2 2 条 定年

従業員が満60才に達した年度末日をもって定年とする。但し、医師は除外される。

第 2 3 条 解雇

法人は、組合員を解雇する場合には、組合の承認を得なければならない。

但し、下記の各号の一に該当する事由で組合員を解雇する場合は、組合の承認を得ずに解雇することができる。

- (1) 懲戒解雇を決定した場合
- (2) 組合を脱退し、又は除名された場合

組合員を解雇した場合は、法人は、速やかにその旨、組合に通告するものとする。

第 2 4 条 解雇の予告

前条によって、解雇する場合は少なくとも三十日以前に本人に対し予告しなければならない。但し、都合により、即時解雇する場合は予告手当として平均賃金の一カ月分を支払わなければならない。

第 2 5 条 賞罰

労働能率の向上と秩序を維持するため、組合員の賞罰を明確にする必要あることを法人、組合双方が確認し、相互に協力する。

第 2 6 条 表彰

法人は、組合員が就業規則第28条の各号の一に該当するときは、詮衡の上で、その規定に従い表彰する。

第 2 7 条 懲罰

組合員は、この規定による場合の外、懲罰を受けることはない。反則が軽微であるか、特に情状酌量の余地があるか、又は改悛の情が明らかであると認められたときは、懲罰を免じ訓戒に止めることがある。

- (1) 譴責 始末書を提出させ、将来を戒める。
- (2) 減給 始末書を提出させ、一回について総額において一カ月分の十分の一以内を減給する。
- (3) 出勤停止 始末書を提出させ、五日以内の出勤停止を命じ、その間の賃金を支払わない。
- (4) 格下げ 役付者の場合、始末書を提出させ、役付を剥奪し、或は降等させる。
- (5) 諭旨退職 自発的に退職させる。
- (6) 懲戒解雇 予告期間を設けずに解雇し、事情によっては退職金を支給することがある。

第 2 8 条 懲戒処分

懲戒処分は次の区分によって、それぞれ行われるものとする。

- (1) 譴責又は減給
 - (イ) 勤務状態不良な者
 - (ロ) 無届欠勤三日に及ぶ者、又は遅刻、早退或は欠勤が重なる者
 - (ハ) 業務に関し、正当な理由なくしてその指示に従わなかった場合
 - (ニ) 必要な注意を怠ったため、業務に支障を来し、又は設備装置、機械器具等を破損した場合

部署名	石川勤労者医療協会	文書番号	本部－法規－本事－301	承認日	2015.7.1	5/11
労働協約					作成者	承認者
					国光哲夫	原和人

(2) 出勤停止、格下げ、諭旨退職

- (イ) 前項により譴責又は減給に処せられた者が再び前項各号の一に該当する行為を為した場合
- (ロ) 業務上の重要な秘密をもらした場合
- (ハ) 規律を乱し、又は越権行為のあった者
- (ニ) 法人の利益を阻害し、又は法人の体面を汚す行為のあった者
- (ホ) 業務上の怠慢、又は監督不行届によって災害、その他の事故を発生させ、若しくは法人に重大な損害を及ぼした場合
- (ヘ) 職務上の地位を利用して、自己又は他人の利益を図った場合

(3) 懲戒解雇

- (イ) 暴行、脅迫の行為のあった者
- (ロ) 故意に法人の機器、設備、建物等を破損した場合
- (ハ) 故なく、法人業務上の指示命令に服従しない場合
- (ニ) 法人命令、又は正当な承認を得ず、他と雇用契約を締結した者
- (ホ) 重要な経歴を詐り、その他不正手段を用いて採用された者
- (ヘ) 法人の金品を不正に持ち出し、又は持ち出そうとした者
- (ト) 正当な理由なく、無断で欠勤十四日以上に及んだ者
- (チ) 破廉恥罪により、有罪の判決を言渡され以後、就業不相当と認められた者

懲戒に関し賞罰委員会の決定に不服ある場合は、経営協議会に提訴することができる。

第 29 条 賞罰委員会規定

法人は、前4条の規定に従い、組合員を表彰し、又は懲戒する場合は法人及び組合の委員によって構成される賞罰委員会において、協議決定する。

それに関する手続き、その他詳細については賞罰委員会規定によるものとする。

第 30 条 人事の秘密

法人及び組合は、人事に関する秘密を保持し、個人の名誉を尊重する。

第四章 労働条件

第 31 条 就業規則の適用

組合員は、この協約の各条項を遵守する外、法人の定めた就業規則に従い、誠実に法人の職務に従事するものとする。労働条件に関する協約の中、次の各項については、就業規則の規定を適用する。

- (1) 所定就業時間
- (2) 入門及び遅刻
- (3) 出門及び欠勤、早退
- (4) 時間外就業
- (5) 休日
- (6) 代休
- (7) 休暇（公認休暇）
- (8) 休暇の請求

第 32 条 年次有給休暇

法人は、従業員に対し就業規則第十三条により年次有給休暇を与える。

第 33 条 時間外労働及び休日労働の制限

法人は、組合員に対して一カ月、時間外労働 45 時間、休日労働 2 日間を超えて時間外労働、休日労働を命じない。但し、一日について 3 時間、一週間について 15 時間、三か月について 120 時間、一年について 360 時間を超えて時間外労働、休日労働を命じない。

部署名	石川勤労者医療協会	文書番号	本部－法規－本事－301	承認日	2015.7.1	6/11
労働協約					作成者	承認者
					国光哲夫	原和人

満十八才未満の者については時間外、休日労働は命じない。

但し、災害、その他避けることのできない事由、臨時に起こる救援活動が生じたときは、法人、組合、協議の上、特別措置として就労する場合がある。

夜勤制限

生後一年未満の子を持つ職員については、請求があれば夜間勤務は除外する。

第五章 賃金

第 3 4 条 賃金協定書

法人は、組合員の賃金を本協約に基づいて別に定められた賃金規定によって支払わなければならない。

第 3 5 条 次の各号については、就業規則の規定を適用する。

- (1) 賃金の原則 (2) 賃金基準並びに賃金の計算方法 (3) 割増賃金 (4) 賃金支払日
(5) 昇給 (6) 通勤費の支給 (7) 貸与物品の返納

第 3 6 条 賃金の臨時支給

法人は、組合員が下記の各号の一に該当した場合、本人又は正当な権利者の請求により臨時に既往の労働に対する賃金を支払うものとする。

- (1) 本人が死亡した場合
(2) 本人が退職し、又は解雇された場合

第 3 7 条 臨時手当

法人は、組合員に対し、少なくとも年二回、臨時手当を支給する。

支給総額及び支払いに必要な事項は、その都度組合と協議の上決定する。

第六章 安全衛生、災害補償、福利厚生

第 3 8 条 健康管理

法人は、組合員の健康増進のため、年二回以上、定期的に組合員の健康診断を行い、その結果、休養、勤務時間の短縮、業務の変更、その他健康保持に必要な措置を講じなければならない。

第 3 9 条 安全衛生の措置

法人は、組合員の就労に際しては、安全と衛生保持に注意し、特に放射線、病毒感染 医療機械、看護上等の危険物防止上の必要な措置を講ずる。

第 4 0 条 災害補償の原則

法人は、組合員が業務上負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合には、本人及び本人の遺族に対し、労働基準法第八章に災害補償に則り、下記の通り補償しなければならない。

第 4 1 条 療養補償 労基法第 7 5 条

療養費の全額

第 4 2 条 休業補償 労基法第 7 6 条

従業員が第 3 9 条に定める療養のため就業できないときは、療養期間中の賃金の全額を補償する。

部署名	石川勤労者医療協会	文書番号	本部－法規－本事－301	承認日	2015.7.1	7/11
労働協約					作成者	承認者
					国光哲夫	原和人

第 4 3 条 **障害補償** 労基法第77条

前項の傷病が治ったとき、身体に障害が残る場合は、労働基準法第77条に定める障害の補償を行う。

第 4 4 条 **遺族補償** 労基法第79条

業務上死亡の場合、受給権利者に対して平均賃金の千日分の補償をおこなう。

第 4 5 条 **葬祭料** 労基法第80条

前条の場合は、葬祭を行う者に対して返金賃金の六十日分の葬祭料を支払う。

第 4 6 条 **打切補償** 労基法第81条

療養補償の規定により補償を受ける従業員が、療養開始後三年を経過しても治癒しない場合、法人は平均賃金の千二百日分の打切補償を行い、その後は法令の定めるところにより補償を行う必要はない。

第 4 7 条 **補償費の控除**

補償を受くべき者が同一の事由によって、労働者災害補償保険法、その他の法令により保険給付を受けたときは、法人は前六条の補償額から給付額を控除するとともに補償の責を免れる。

第 4 8 条 **労働基準法の適用**

災害補償を行うに際しての細則は労働基準法及び労働者災害補償法の定めるところによる。

第 4 9 条 **法人の責任**

法人は、法人の責任による事故のため、処分を受けた者には十分な慰籍と生活保障をしなければならない。

第 5 0 条 **福利厚生**

法人は、組合員の福利厚生、体育、文化、教育、研究の向上のため、各種の事業を行い、施設を設ける。これに要する費用は、経営協議会で決める。

第七章 退職金

第 5 1 条 **退職金**

組合員が第21条、第23条に該当するときは退職金を支給する。但し、第23条第1号の場合は退職金を支給しない。この場合情状により規定の三分の一以下を支給することがある。

第 5 2 条 **支給率**

退職金の支給は退職金規定による。

第八章 苦情処理

第 5 3 条 **苦情の対象**

この協約における苦情の対象となるものは、下記の事項を言う。

- (1) 本協約及び附属規定、並びに就業規則の解釈運用についての疑義又は異議
- (2) 個々の組合員の労働条件に関する事項

第 5 4 条 **苦情の申立**

組合員が苦情を申立てるときは、苦情申立書により次の事項を記載の上、苦情処理委員に提出するものとする。

- (1) 苦情の理由
- (2) 希望事項
- (3) 申立人、所属、氏名

部署名	石川勤労者医療協会	文書番号	本部－法規－本事－301	承認日	2015.7.1	8/11
労働協約					作成者	承認者
					国光哲夫	原和人

第 5 5 条 苦情処理手続

苦情処理委員会は、法人、組合、各1名宛を以て構成し、申立の成否を調査し、至当であると認めるときは、その苦情については事務長（労務担当者）との間で解決を図る。委員が解決できないときは、執行委員長に交渉を移行する。執行委員長は所属長と協議して、できるだけ速やかに解決を図る。

上記の手続きを経て尚、解決できないときは、経営協議会に回付する。

第九章 経営協議会

第 5 6 条 設置の目的

法人と組合は、本協約の締結の精神に則り、本協約に定められた事項の運営を円滑、且つ民主的にし、経営権の合理的、且つ適正な行使による法人の健全な発展と組合員の地位の向上を図るために、協議決定の機関として経営協議会を設ける。

第 5 7 条 付議事項

経営協議会に付議すべき事項は次の通りとする。

1. 本協約の解釈及び適用に関する事項
2. 新協約の締結、並びに本協約の改廃に関する事項
3. 職制機構の制定、改廃に関する事項
4. 人事管理の基準に関する事項
5. 協約に定めない労働条件に関する事項
6. 福利厚生、並びに安全衛生に関する事項
7. 苦情処理委員会により回付された事項
8. 法人の方針、運営に関する事項
9. その他、法人、組合、双方或は一方が特に必要と認めた事項

第 5 8 条 説明事項

法人は、下記の各号に規定する事項について、必要と認めた場合には、経営協議会においてその内容を説明する。

1. 経理状況に関する事項
2. 業務状況に関する事項
3. 経営方針に関する事項

前項の場合、組合はそれぞれの事項について意見を申述べることができる。

第 5 9 条 決定事項の実施

経営協議会において、協議決定した事項は、文書を以て確認する。この文書は本協約と同じ効力を持つ。

第 6 0 条 協議不調の場合

協議が整わなかった場合には、法人、組合双方何れか、一方の意志により、その事項を団体交渉に移す。

部署名	石川勤労者医療協会	文書番号	本部－法規－本事－301	承認日	2015.7.1	9/11
労働協約					作成者	承認者
					国光哲夫	原和人

第 6 1 条 構成と運営

経営協議会は、法人、組合それぞれ同数の委員を以て構成する。

その運営については、別に定める経営協議会規定による。

第十章 団体交渉

第 6 2 条 団体交渉の予告

法人及び組合の一方が他方に対して、団体交渉を行おうとする場合には、予め三日前までに下記の各号に規定する事項を文書を以て、相手方に通知しなければならない。

1. 交渉事項の内容
2. 交渉の希望日時、場所
3. 交渉委員の名簿

但し、緊急の場合は、簡略にできる。

第 6 3 条 応諾の義務

法人、又は組合は、相手方から団体交渉の申入れがあったときは、争議中でも七日以内にこれに応じなければならない。

第 6 4 条 妥結事項の処理

団体交渉が妥結した場合については、法人、組合、双方確認の上、これを文書に作成しこの協約の一部とする。

第 6 5 条 紛争の斡旋、調停

法人及び組合は、双方誠意を尽くして団体交渉による解決に努めるも、尚主張の一致しないことを双方が確認した場合、相手方に通告の上、労働関係調整法による斡旋、又は調停にかけることができる。

第十一章 争議協定

第 6 6 条 争議及び争議行為の定義

本協約における争議行為とは、労働関係調整法第6条及び第7条に規定するものをいう。

第 6 7 条 争議行為の予告

組合が争議行為を行うときは、その十日以前に下記の事項を文書を以て法人に通知する。

1. 争議の対象になる事件
2. 争議の開始及び終了の日時
3. 争議の行われる職場名及び参加する組合員の範囲
4. 争議の形態

前項の各号に変更のあった場合は、その都度実施四十八時間前までに法人に通告する。組合が争議行為を延期又は中止する場合も、その旨直ちに通知する。

第 6 8 条 争議行為中の不当取扱の排除

法人は、組合又は組合員が正当な争議の行為をした事を理由に、解雇、損害賠償の請求、その他不利益な取扱いをしない。

部署名	石川勤労者医療協会	文書番号	本部－法規－本事－301	承認日	2015.7.1	10/11
労働協約					作成者	承認者
					国光哲夫	原和人

第 6 9 条 争議行為中の施設保護と職場の出入

組合は、争議期間中でも法人の諸施設を破損しない。又、いつでも正常な業務の運営に復帰できるよう、法人は組合員が職場出入りすることを認める。

第 7 0 条 スキヤップの禁止

法人は、争議行為を妨害する目的をもって、その行使期間中に他から労務提供を受けない。

第 7 1 条 争議行為中の賃金

法人は、争議行為中における組合員の賃金は支給しない。

第 7 2 条 争議行為中の就業要員

組合は、争議期間中でも、特定の組合員が法人の業務に従事することを認め、この場合の範囲については、法人と組合が協議する。

第 7 3 条 争議行為中の非常事態

組合は、争議行為期間中でも、災害、その他非常事態が発生したときは、組合員がこれに対処するため業務につくことを認める。その範囲については、法人と組合が協議する。

第十二章 附 則

第 7 4 条 有効期間

本協約の有効期間は、締結の日から一ヶ年とする。但し、有効期間満了前三十日までに、法人、組合双方何れか一方より本協約の改廃に関する意思表示がなされない場合には、本協約の効力は更に一ヶ年有効なものとする。以下一年毎に同じ。

第 7 5 条 協約の改廃

法人、又は組合の何れかが、本協約改廃しようとするときは、有効期間満了三十日前までに文書を以て、相手方に申し入れる。

有効期間満了の日までに新協約が成立しないときは、期間満了の日から更に三カ月限り本協約を有効とする。

第 7 6 条 有効期間中の改廃

法人及び組合は、本協約の有効期間中においても、双方の合意により本協約の改廃を行うことができる。

第 7 7 条 附属規定

本協約に附属する規定は下記の通りとし、その効力は、本協約に準ずる。

1. 経営協議会規定
2. 賞罰委員会規定

第 7 8 条 協約締結の確認

本協約を締結した印として、法人及び組合は、双方署名捺印の上、双方各一通、本協約書を保持する。

部署名	石川勤労者医療協会	文書番号	本部－法規－本事－301	承認日	2015.7.1	11/11
労働協約					作成者	承認者
					国光哲夫	原和人

公益社団法人 石川勤労者医療協会 理事長
 金沢医療生活協同組合 理事長
 一般社団法人 ヘルスプランニング金沢 社長
 石川民医連労働組合 執行委員長

1986年10月1日
 2014年 11月 1日 一部改正
 2015年 4月 1日 一部改正